

みなさん、（おはようございます。）

12月4日から10日までは「人権週間」です。

「人権週間」は、昭和23年12月10日に第3回国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されたことを記念して、広く国民に基本的人権思想の普及と人権意識の高揚を図るため、始められたものです。

我が国の憲法は、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障しています。

人権とは、簡単に言って「人が幸せに生きるために必要な固有の権利」ということができます。この権利は、自分と同じように他人も持ち合わせており、お互いに尊重しなければなりません。

しかし、今なお、さまざまな偏見や、不合理な理由によって、学校や家庭、地域社会などの身近な生活の中で、人が幸せや豊かな生活を求めようとする権利が不当に侵されたり、差別が行われている事実が見られます。

障害のある人が職場において差別待遇を受けたり、車いすでの乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするといった障害者差別や、被差別部落・同和地区などと呼ばれる特定地域の出身であったり、そこに住んでいたりすることを理由にさまざまな社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられるといった部落差別は決して許されません。

また、私たちの身近に起こり得る「いじめ」は、その程度を問わず、個人としての人権を侵すものであり、勇気を持ってなくさなくてはなりません。最近では、インターネットを使ったいじめや仲間はずしも大きな問題となっています。

誰だって、いじめられたらきっと辛く悲しい気持ちになるはずです。

相手の気持ちになって考えましょう。

私たちはみな平等です。同じ子ども同士「いじめ」を見たら、勇気を出して注意したり、親しい人に話してみてください。

いじめは「しない」「させない」「見逃さない」。

私たちは、人権についての理解を深め、お互いに人権を尊重し合って、豊かな人間関係を作りましょう。

「人権週間」についてお知らせしました。